

事務連絡
平成30年2月1日

登録教習機関 代表者 殿

広島労働局労働基準部
健康安全課長

足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格の確認について

平素は、公正かつ適正な技能講習の運用にご理解を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、足場に関する規則を改正する省令が平成27年3月5日に公布され、平成29年7月1日から事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」が追加されました。

登録教習機関において、足場の組立て等作業主任者技能講習への受講申込み時の対応を下記にまとめましたので、適正な業務運営をお願いします。

なお、下記においては、受講資格が規程されている労働安全衛生規則別表6中の「足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験（以下、業務従事経験という。）を有する者」について記載します。

また、参考として足場に関する規則を改正する省令に関する事項を添付します。

記

- 1 業務従事経験証明期間に平成29年7月1日以降を含む場合、特別教育を受講していない期間（特別教育の受講の全部を省略できる場合を除く）は違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたこととなり、当該期間は業務従事経験として認められません。
- 2 登録教習機関においては、業務従事経験証明期間が平成29年7月1日以降である場合、特別教育を受講した証明又は特別教育の受講の全部を省略できる証明を確認し、確認したことの事跡を残してください。
- 3 上記事項で確認したことの事跡を残すため、業務規程に添付した受講申込書等の様式を変更する場合には、変更しようとする日の2週間前までに業務規程変更届出書の提出が必要となります。

なお、様式を変更せずに受講申込書等の余白に事跡を残す場合は、これに該当しません。

足場等に関する規則を改正する省令等について

1 特別教育の追加

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が追加された。

「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。

2 特別教育の省略

次の各号に掲げる者は、特別教育の科目の全部について省略することができる。

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和 47 年労働省告示第 109 号）第 1 条各号に掲げる者
- (3) とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

3 特別教育の科目の省略

適用日より前に、改正後の安全衛生特別教育規程第 22 条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略することができる。

4 類似例

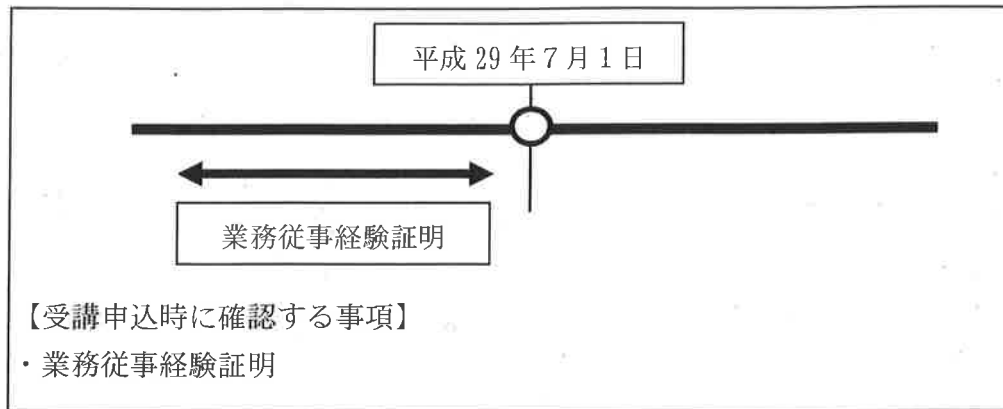
フォークリフト運転技能講習において、講習科目の受講の一部免除として、「6 月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者」は、実技講習の「走行の操作」の 20 時間が免除され、35 時間講習が 15 時間講習となる。

（フォークリフト運転技能講習規程第 3 条）

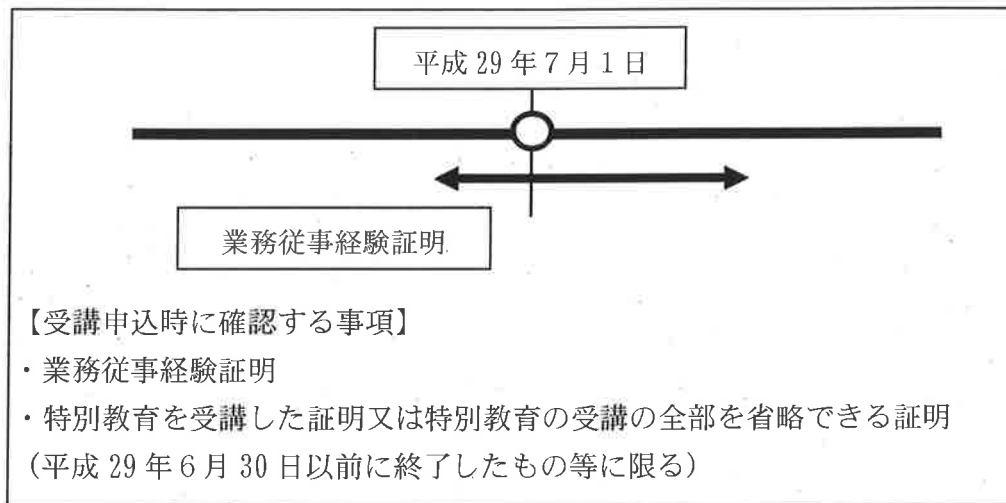
15 時間講習を実施する登録教習機関では、受講申込時に講習科目の受講の一部免除を受けることができる者であるかを次の全ての事項について確認を行い、その事跡として申込台帳などに証明証の写しを添付し保管している。

- ・ 6 月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を証明する書面
- ・ フォークリフトの運転の業務に係る特別教育を終了したことの証明証
（例：フォークリフト運転特別教育修了証）

1 業務従事経験証明期間が平成 29 年 6 月 30 日以前の場合



2 業務従事経験証明期間が平成 29 年 7 月 1 日以降を含む場合



3 業務従事経験証明期間が平成 29 年 7 月 1 日以降の場合

